

刑事系科目の連携・共通化について

- 1 刑事系科目では、3 教官室が、それぞれ別個に教材を選定・作成し、別個に起案等の課題を与え、解説も別個に行うというカリキュラムを主体としている。

これは、三者の職務内容が違うだけでなく、検察は公益の代表者として裁判所に適正な刑罰権の発動を求める役割を、弁護は被疑者・被告人の人権を最大限に擁護する役割を、裁判は中立公平な第三者として適正な審理及び判断を行う役割をそれぞれ担うもので、その役割、使命に違いがあることから、それぞれの職務内容や役割等を教えるのに最も適した教材を使い、それぞれの立場から解説を加えることによって、それぞれの実務の役割や基本的技能を修得させるためである。

- 2 刑事系科目では、同時に、3 科目共通のカリキュラムも実施している（主なものは、模擬裁判のほか、情状立証をテーマとする問題研究、訴訟手続に関する問題をテーマとする問題研究であり、5 8 期では、共通の事件を題材に、起訴方針、弁護方針、事実認定等を検討させるカリキュラムも実施の予定）。この共通カリキュラムは、同一のテーマについて、修習生に3つの立場から研究、起案などをさせ、3 教官がそれぞれの立場から講評をするものである。

共通カリキュラムの意義は、教育の効率化というにとどまらない。このような指導により、三者の視点の違いと、その違いがいかなる理由に基づくものであるかを明確に浮き彫りにできる。さらに、立場が違ってても、目的は個人の基本的人権を保障しながら、事案の真相を解明し、適正な刑罰法令の適用を実現するという点で同じであること、そして、その目的を実現するためには、三者がそれぞれの立場からその役割を正しく果たすことが重要であること、そのためには、事実認定の基本や刑事の法令解釈について共通の認識を持つ必要があること、さらに、他の立場や役割についても相互認識を持ち合う必要があることをより十分に教育できるのである。

- 3 このように、科目別のカリキュラムのほかに、共通カリキュラムを実施することは、修習生にとっても、三者のそれぞれの役割と、それに応じた視点の違いを理解し、他方で、その究極的な目的が同じであることや、その目的実現のために立場の違いを超えて持つべき共通認識は何かを明確に理解できることから、有効な指導方法と思われる。

そこで、新しい修習体制においても、修習期間の短縮等による教育の効率という視点からだけでなく、このような共通カリキュラムの積極的な意義を考慮し、現在の共通カリキュラムの実施状況なども踏まえて、3 教官室で連携を取り、適切なカリキュラムを実施したいと考えている。